

蕨市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する
条例

蕨市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成 27 年蕨市条例
第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「施行規則第 140
条の 66 第 1 号イ」に改める。

第 5 条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項の表おおむね 1,
000 人未満の項及びおおむね 1,000 人以上 2,000 人未満の項中「前項第 1
号から第 3 号まで」を「第 1 項各号」に改め、同表おおむね 2,000 人以上 3,0
00 人未満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「前項第 2 号又は第 3 号」
を「同項第 2 号又は第 3 号」に改め、同条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次
に次の 2 項を加える。

2 職員の員数は、運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運
営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援
センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が
勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を
常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営
に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域
として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,
000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援
センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞ
れ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括
支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちか
ら 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄